

郡山市行財政改革大綱

平成 23 年度～平成 26 年度



目 次

1	行財政改革大綱の策定にあたって ……………	1
	(1) これまでの行財政改革の取り組み	
	(2) 改訂の必要性	
2	行財政改革大綱の基本方針 ……………	3
	(1) 基本理念	
	(2) 行財政改革の視点	
	(3) 推進期間	
	(4) 推進方法	
	(5) 推進体制	
	(6) 進捗状況等の公表	
3	行財政改革のための重点推進目標と取組事項 ……………	6
	1 重点推進目標 1	
	2 重点推進目標 2	
	3 重点推進目標 3	
用語集	……………	15

※本文中に、「※」がある言葉は、用語集に注釈が掲載されています。

1 行財政改革大綱の策定にあたって

(1) これまでの行財政改革の取り組み

◆昭和61年12月「郡山市行財政改革大綱」策定

【推進期間：昭和62年4月～平成8年3月】

本市では、昭和61年12月に「郡山市行財政改革大綱[※]」を策定し、組織機構の改編、行政事務の電算化、情報公開制度の確立を図るとともに、事務事業の執行にあたっては、絶えず見直しを行い、先進的、効率的かつ効果的な行政運営に努め、積極的に行財政改革を推進してきました。

◆平成8年3月「郡山市行財政改革大綱」策定

【推進期間：平成8年4月～平成11年3月】

その後も、市民サービス向上のため、新たな行政課題に的確に対応する行政システムの確立を目指し、「郡山市行財政改革推進委員会[※]」の提言を受け、平成8年3月に「郡山市行財政改革大綱」を策定しました。

◆平成10年11月「郡山市行財政改革大綱」改訂

【推進期間：平成11年4月～平成15年3月】

平成9年4月に「中核市[※]」に移行した本市では、その先導的な役割を自覚するとともに、市の独自性を発揮すべく、行財政改革を最重要課題の一つと位置付け、平成10年11月に大綱の改訂を行い、ごみ収集業務やホームヘルプサービス、学校給食の民間委託等を実施しました。

◆平成15年2月「郡山市行財政改革大綱」改訂

【推進期間：平成15年4月～平成19年3月】

平成14年6月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針[※]2002」においては、地方行財政改革を強力かつ一体的に推進するため、国の関与の縮小、地方の権限と責任の拡大、そして、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方の「三位一体」での検討などの方針が示されました。

このような中、IT[※]等を活用した行政運営の効率化や合理化など、地方自治体を取り巻く社会経済情勢等の変化に的確に対応するとともに、「自己決定、自己責任」[※]のもとで必要な行政サービスの維持向上と総合的な行財政体制を整備するため、平成15年2月に大綱を改訂し、行政評価の導入や行政センターの見直し、パブリックコメント制度の導入、財団等外郭団体の統廃合等、行財政全般について改革の取り組みを積極的に実施しま

した。

◆平成 19 年 3 月「郡山市行財政改革大綱」策定

【推進期間：平成 19 年 4 月～平成 23 年 3 月】

地方自治体を取り巻く財政環境が、いわゆる国の三位一体の改革^{*}の影響もあり、かつてないほど厳しい状況となっている中、様々な行政課題に的確に対応し、市政運営に関する「4つの基本理念」^{*}及び「10大政策」^{*}を着実に進めていくためには、「選択と集中」の理念^{*}に基づき、より積極的に行財政改革に取り組む必要がありました。

本市では、郡山市行財政改革推進委員会の意見や国からの「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針（新地方行革指針）」^{*}（平成 17 年 3 月 29 日付）、「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針（地方行革新指針）」^{*}（平成 18 年 8 月 31 日付）の内容等を反映させ、平成 19 年 3 月に「郡山市行財政改革大綱」を策定し、職員数の削減や窓口の総合化、公共施設の開館時間の延長のほか、10大政策実現に向けた目的志向の組織改編を行うなど、効率的、効果的な行財政運営を推進してきました。

（2）改訂の必要性

現在の景気動向は、サブプライムローン問題やリーマンショックなどの影響から景気の低迷が続いており、その間、政権交代がなされるなど、先行きが不透明な中、地方財政は今後も非常に厳しい運営が強いられることが予想されます。

また、市民ニーズの多様化と複雑高度化する行政需要にきめ細やかな対応をしていくためには、環境の変化に柔軟に対応できる人材育成の推進など、行政としての質と対応力の向上が求められております。

さらに、郡山市第五次総合計画^{*}の着実な推進を図るためには、引き続き、効率的・効果的な行政運営を推進する必要があります。

平成 19 年 3 月に策定した大綱は、国の指針を基本に策定したものであり、行財政改革のため取り組む内容については、網羅されていますが、当初設定した推進期間が平成 22 年度に終了することに伴い、市民にわかりやすい行財政改革を推進する観点から、その内容を体系的に整理し、市民サービスの更なる向上と現在の社会経済情勢を反映させ、市民ニーズと時代に即した行財政改革を推進するため改訂するものです。

2 行財政改革大綱の基本方針

(1) 基本理念

本市が行財政改革を推進するにあたり、目指すべき姿として、基本理念を設定します。

基本理念 分権型社会^{*}に対応した持続可能な行財政経営の推進

(2) 行財政改革の視点

本市の行財政改革は、市政運営に関する4つの基本理念等に基づく4つの視点により推進します。

視点1 市民の視点

公共サービスの提供はもとより、行財政運営全般にわたり、サービスの利用者である市民の視点に立った再点検や見直しを行い、行財政改革に取り組みます。

視点2 市民との協働の視点

地方分権が進む中、地域が抱える諸問題への対応と市民が主役のまちづくりを推進するため、行政が担うべき役割の明確化を図り、市民参加や参画^{*}を一層推進するとともに、NPO法人^{*}等の各種団体の自立化の促進など、行政と市民、市民活動団体等との協働^{*}の視点から、行財政改革に取り組みます。

視点3 選択と集中の視点

行政が取り組むべき施策、事務事業の重点化を図り、限られた行政経営資源である人材、資金、情報等を有効に配分するという選択と集中の視点から、行財政改革に取り組みます。

視点4 民間経営感覚の視点

市民満足度の向上、成果重視の取り組み、市民ニーズへの迅速・的確な対応など、民間の長所を積極的に活用するとともに、人件費等を含めたコストを意識した効率的・効果的な行政運営など民間経営感覚の視点から、行財政改革に取り組みます。

(3) 推進期間

本大綱の推進期間は、平成 23 年度から平成 26 年度までとします。

(4) 推進方法

本大綱に基づく具体的な取り組みとその目標及び達成時期を明確に示し、改革の進行管理を行うために、本大綱に合わせて『行財政改革大綱実施計画』^{*}を策定します。

また、国の指針において集中的に取り組むべきとされている改革項目（集中改革プラン^{*}）について、『行財政改革大綱実施計画』の中で進行状況を管理していきます。

(5) 推進体制

① 行財政改革推進本部

全庁的に行財政改革を推進していくための庁内組織として、実施計画の進捗状況を確認し、目標達成に向けて改善・見直しを行います。

また、推進本部内に幹事会を置き、課題の把握・抽出及びその解決策の検討を行います。

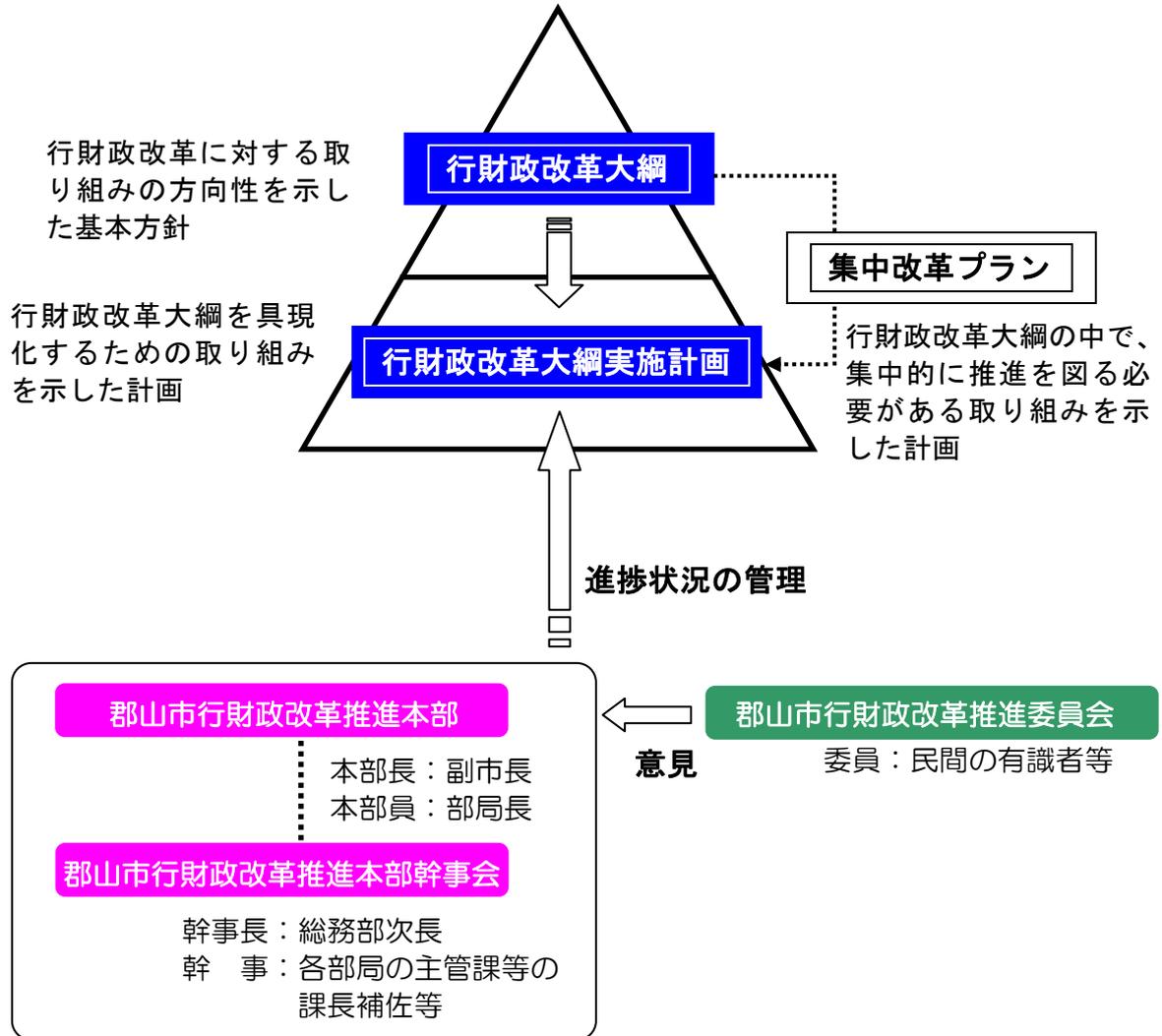
② 行財政改革推進委員会

実施計画の進捗状況について報告を受け、市民・各分野の専門家の立場から改革推進に向けての意見を述べます。

(6) 進捗状況等の公表

実施計画の進捗状況については、ウェブサイト等を通じて、積極的に市民にわかりやすく公表していきます。

《行財政改革大綱の推進イメージ》



3 行財政改革のための重点推進目標と取組事項

本大綱では、基本理念を達成するために3つの重点推進目標を掲げ、各重点推進目標のもとに11の取組事項を設定して行財政改革を推進します。

重点推進目標	取組事項
1 効率的・効果的な行政運営の推進	(1) 市民の視点に立った行政サービスの提供
	(2) 組織・機構の見直し
	(3) 定員管理及び給与の適正化
	(4) 人材育成の推進
	(5) 民間活力の活用
	(6) 外郭団体の見直し
2 適正な財政運営の推進	(1) 歳出の節減・合理化
	(2) 歳入の確保
	(3) 公共施設の保全・管理の最適化
3 市民に開かれた行財政運営の推進	(1) 適正で透明性の高い行財政運営
	(2) 市民協働の推進

重点推進目標 1 効率的・効果的な行政運営の推進

行政サービスをより一層充実したものとし、新たな市民ニーズ等にも対応するため、行政と民間の役割を明確化し、行政としての責任を確保しながら、最適な担い手がサービスを提供するとともに、成果や市民ニーズを捉えた事業運営を図ることにより、効率的で効果的な行政運営を推進します。

(1) 市民の視点に立った行政サービスの提供

市民が主役のまちづくりを推進するためには、市民の視点やニーズに基づいた行政サービスを提供することが求められています。

このため、本市では、既成の枠組みに捉われず、絶えず見直しを行い、質の高い行政サービスの提供に努めます。

▽ 事務事業の重点化と見直し

社会経済情勢等の変化を的確に捉えながら行政の果たすべき役割の範囲を見極め、本市として実施すべき施策、事務事業の重点化を図るとともに、効果や必要性が低いものについては、見直しを実施します。

事務事業の見直しにあたっては、行政評価システム^{*}を効果的・積極的に活用し、「計画」、「実施」、「評価」、「改善」のサイクルによる行政経営の推進を図るとともに、更なる行政サービスの向上に取り組みます。

▽ 窓口サービスの向上

本市では、これまで、各種申請に伴う窓口の総合化（窓口での取扱業務の拡大）や添付書類の省略などに取り組み、窓口サービスの向上を図ってきました。

今後も、これらの取り組みを継続するとともに、さらなる窓口サービス向上のため、窓口アンケート調査を実施し、その結果を基に職員の接遇能力の向上や業務改善に反映する方策を検討し、便利で快適な窓口環境の推進に努めます。

▽ 情報通信技術（ICT^{*}）を活用した行政サービスの向上

インターネットを使用した行政サービスとして、本市では、これまで、地理情報^{*}、公共施設案内サービス^{*}及び図書貸出検索・予約サービス^{*}などを提供してきました。

今後も、これらのサービスを継続するとともに、ICTを活用した市税の電子申告^{*}の導入を検討するなど、市民サービスの向上が図られる分野

を拡充し、提供するシステムの効率的・効果的な運用を図ります。

▽ 公共施設の有効活用とサービス向上

既存の公共施設については、当該施設の役割、利用状況等を的確に把握し、多目的な利活用や施設の改修等、市民の利便性の向上を図るため、きめ細やかな運営の改善に取り組みます。

また、公共施設の休館日や開館時間の見直しなど、サービスの向上については、利用者のニーズを踏まえ、コスト面とのバランスや利用者負担のあり方を検討し、効果的な施設運営を推進します。

(2) 組織・機構の見直し

市民ニーズや社会経済情勢の変化、新たな行政課題に的確に対応できるよう、仕事の量や質に応じた機動性を考慮した職員配置に努めるとともに、柔軟で機能的な目的志向の組織編成に取り組みます。

また、高度化・多様化する行政需要に即応した施策を総合的かつ機能的に展開するため、継続して総合調整機能の充実に努めます。

さらに、行政センター及び連絡所等の出先機関については、道路交通網や ICT の発達、地域住民のニーズの変化を踏まえ、市民サービス全体のあり方と効率的な行政運営の両面からの検討のほか、個性ある地域の活性化に果たすべき役割など、その機能等について総合的に検討します。

(3) 定員管理及び給与の適正化

行政サービスの維持・向上を図りながら、引き続き事務事業の整理、組織の合理化、職員の適正配置等に努めるとともに、民間委託等の推進、ICT の活用による業務改善や効率化、指定管理者制度^{*}の計画的な導入等により、定員管理の適正化を計画的に推進します。

また、職務・職責を重視した給与体系への転換等、給与制度改革への取り組みを継続し、給与の適正化、給与制度の運用、諸手当のあり方等の見直しを実施するとともに、特別職の報酬等についても、第三者機関における検討を通じ、住民の十分な理解が得られるよう必要に応じて適切な見直しを行います。

(4) 人材育成の推進

分権型社会の担い手にふさわしく、かつ、民間経営感覚を持った人材を育成するため、郡山市人材育成基本方針^{*}に基づく専門及び階層別の各種職員研修の実施や民間企業への職員派遣研修等、職員能力の10%パワーアップを推進するとともに、人材育成と連携した人事管理、組織風土の改善を行います。

また、現在試行している新人事評価制度^{*}による人事評価については、制度運用の質の向上に取り組みます。

(5) 民間活力の活用

社会経済情勢の変化に伴い、市民ニーズが高度化・多様化している中、法令上の規制が緩和され、NPO法人や民間事業者が提供する公共サービスの範囲が広がっています。

このような中、簡素で効率的な行政運営を実現するため、これまで市が担ってきた公共サービスについて、民間が新たな担い手として提供することにより、サービスの向上や経費の節減に繋がる場合には、業務の運営に関するチェック体制等、行政としての責任を確保しながら、民間活力の活用を積極的に推進していきます。

また、民間活力の導入全般にわたる活用手法や可能性について調査研究します。

▽ 民間委託等の推進

行政運営の効率化、市民サービスの向上等を図るため、行政と民間等の役割を考慮しながら、民間委託等の実施が可能な事務事業については、適正な管理監督のもとに、行政責任の確保、個人情報保護や守秘義務の確保、市民サービスの維持向上等が図られることに留意したうえで、積極的かつ計画的に民間委託等を推進します。

民間委託等を推進するにあたっては、公共サービスの担い手を官民競争入札等で決めるいわゆる「市場化テスト」^{*}の活用も含め、事務事業の分野を問わず、委託の可能性について調査研究します。

▽ 指定管理者制度の活用

公の施設の管理・運営については、多様化する市民ニーズに、より効率的、効果的に対応するため、民間のノウハウを幅広く活用し、市民サービスの向上や経費の節減等を図ることを目的として、指定管理者制度を積極的に活用します。

本制度を活用するにあたっては、「指定管理者制度導入に関する計画」に基づく見直しを行い、公の施設の適切な管理・運営を推進します。

(6) 外郭団体の見直し

財団法人等の外郭団体は、これまで高度化・多様化する市民ニーズに的確に対応し、より迅速かつ効率的に公共サービスを提供するなど行政の補完的役割を果たしてきました。

このような中、長引く景気の低迷による収入の減少、NPO 法人や民間事業者による公共サービスの提供など、外郭団体を取り巻く環境は大きく変化するとともに、「指定管理者制度の導入」や「公益法人制度改革」[※]等、国の制度改革により、外郭団体の今後のあり方について抜本的に見直す必要が生じています。

これら環境の変化に適切に対応し、安定した経営基盤のもと、さらなる市民サービスの向上を図るため、外郭団体自らが行う給与及び職員数の適正化や業務の効率化等を支援するとともに、透明性の高い健全な経営を推進するため、経営情報を積極的に公表します。

また、公共サービスの担い手として財団法人の公益法人への移行を支援します。

重点推進目標 2 適正な財政運営の推進

分権型社会に対応した持続可能な財政基盤を確立するためには、効果や優先順位を踏まえた事業の選択と集中はもとより、徹底したコスト意識による経費の節減、限られた行財政資源の最適な配分を図るとともに、歳入の確保に努め、歳入に見合う行政運営で、収支バランスの取れた財政運営を推進します。

(1) 歳出の節減・合理化

経費の節減や事務事業の合理化の観点から、全事務事業について見直しを行うとともに、様々な団体に対する補助金^{*}等については、行政として対応すべき必要性、費用対効果、経費負担のあり方等について検証のうえ、不断の見直しにより、終期の設定や廃止、統合等の整理合理化を推進します。

また、厳しい財政状況の下で社会資本^{*}整備を着実に進めていくため、「郡山市公共工事コスト縮減に関する新行動計画」^{*}に基づき、計画から事務作業までの全工程について、公共工事の建設コストの縮減や効率性の向上等について徹底した取り組みを行うとともに、維持管理や改修等も含めたコスト構造の改革^{*}に取り組みます。

さらに、様々な行政サービスを提供するうえで、必要不可欠となっている業務システム^{*}については、費用対効果とランニングコストを指標とし、効果的な運用に努めます。

(2) 歳入の確保

持続可能な財政基盤を確立するためには、事務事業全般の見直しを徹底し、本市の歳入に見合った財政規模を堅持するとともに将来にわたって安定した自主財源の確保に努めていく必要があります。

このため本市では、税や保険料などの徴収率の向上対策や様々な資産を活用する取り組みなどにより、一層の歳入の確保を図ります。

▽ 税、使用料、負担金等の収入確保

市税等納付に関しては、これまでの口座振替による納付の推進のほか、納付場所の拡大や新たな納付方法の検討など、納税者の利便性の向上を図るとともに、滞納処分の強化や徴収機能の専門性を高めるなど、収入の確保に努めます。

▽ 広告収入の拡大

本市が所有する様々な資産等を広告媒体として活用する取り組みを全庁的に展開し、さらなる広告収入の拡大に努めます。

▽ 未利用財産の処分と財産の有効活用の推進

未利用財産や財産の使用許可については、様々な角度から有効的な活用方法を検討し、必要に応じて競争の原理を採用するなど収入増の取り組みを行います。また、未利用地についても、売却時期を見極めながら積極的に売却します。

(3) 公共施設の保全・管理の最適化

市有建築物をはじめ、市民生活の基盤である上下水道施設や橋りょうなどの公共施設は、今後、老朽化の時期を迎え、維持管理や更新の経費が大きな財政負担となっていくことが予想されます。このため、本市では、長寿命化も含めた、中長期的な視点に立った維持補修や更新を行うとともに、維持管理の効率化により経費の節減に努め、施設全体の最適化を推進します。

重点推進目標 3 市民に開かれた行財政運営の推進

信頼関係に基づいた市民とのパートナーシップを築き、「郡山市協働のまちづくり推進条例」*のもと、市民が主役の協働のまちづくりを推進するため、市民にわかりやすい積極的な情報公開に努め、互いに情報を共有し、市政への市民参画を拡充することで、市民協働の行財政運営を推進します。

(1) 適正で透明性の高い行財政運営

すべての市民が、行政サービスを受ける機会を公平に得られるようにするため、行政サービスに関するわかりやすい情報の提供と必要な情報を必要な時に取得できるよう情報媒体の多様化を図るとともに、情報資産*の適正な管理運用に努めます。

また、適正な行政執行を確保するため、市の監査委員制度*と外部監査制度*による監査機能の専門性、独立性の強化を図ります。

(2) 市民協働の推進

▽ 協働のための環境づくり

市民、地域の住民団体や NPO 法人をはじめとした市民活動団体、さらには企業など多様な主体と対等な関係に立ち、協力し合い、相互に補完する関係（パートナーシップ）を築き、協働によるまちづくりを推進するため、活動の中心となる人材の育成、活動主体に対する活動場所や必要な情報の提供等の支援に努め、協働のための環境づくりに取り組みます。

▽ 附属機関等の効率的で効果的な運営

各種審議会等の附属機関等*については、設置目的や活動の実態などから、統廃合等の見直しを行い、その運営にあたっては、事務の簡素化、効率化を図り、市民の意向をより反映できるよう改善を図るとともに、「附属機関等の設置及び運営に関する指針」*等に基づき、会議の公開や委員の公募を推進するなど、一層の組織の活性化と効率的で効果的な運営を図ります。

また、男女共同参画社会^{*}の実現を図るため、「第二次こおりやま男女共同参画プラン」^{*}に基づき、各種審議会等への女性委員の登用を推進します。

▽ パブリックコメント制度の活用

行政活動の指針となる基本的な計画等の策定にあたっては、その策定段階において、市民との対話と合意形成を重視するため、パブリックコメント制度^{*}を積極的に活用します。

用語集

大綱の本文中、用語が記載されている
最初のページを表しています。

「郡山市行財政改革大綱」(1ページ) ←

本市における行財政改革に対する取り組みの方向性を示した基本方針のこと。

「郡山市行財政改革推進委員会」(1ページ)

簡素で効率的な行財政運営の推進を図るため、郡山市行財政改革大綱の策定に関する基本的事項、その進捗状況に関する事項について協議を行う本市の機関で、公募委員、学識経験者、各種団体の代表など12人以内の委員で組織されている。

「中核市」(1ページ)

人口30万人以上の要件を満たした、政令指定都市(人口50万人以上の都市)以外の規模や能力などが比較的大きな都市で、その事務権限を強化することにより、できる限り住民に身近なところで行政を行うことができるように指定された都市のこと。保健衛生や都市計画など、政令指定都市に準じた事務が都道府県から移譲される。

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」(1ページ)

国において、経済・財政・行政・社会などの各分野における構造改革の基本的な考え方・方向性と具体的なメニューを示したもので、一般的には「骨太の方針」と呼ばれている。

内閣に置かれた経済財政諮問会議の答申を経て、閣議決定されるもので、2001年(平成13年)以降、2006年(平成18年)まで毎年策定されていた。

「IT」(1ページ)

インフォメーション・テクノロジー(*Information Technology*)の略称で「情報技術」のこと。コンピュータやデータ通信に関する技術の総称をいう。その言葉の意味は広く、情報通信分野の基礎技術から応用技術の範囲にまで及ぶ。

「自己決定、自己責任」(1ページ)

平成12年4月の「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」の施行により、住民に身近な行政サービスの提供は、地方自治体が自らの判断と責任において、地域特性や住民意思を尊重しながら決定し、実施することを表現したもの。

「三位一体の改革」(2ページ)

「地方にできることは地方に」という理念の下、平成 17 年 11 月に決定されたもので、国の関与を縮小し、地方の権限・責任を拡大して、地方分権を一層推進することを目指し、国庫補助負担金改革、税源委譲、地方交付税の見直しの3つを一体として行う改革のこと。

「4つの基本理念」(2ページ)

まちづくりの指針をまとめた第五次総合計画における市政運営の理念で、「市民が主役の郡山」、「継続と創造の精神」、「ハードよりソフト」及び「選択と集中」の4つのこと。

「10大政策」(2ページ)

人を惹きつけ、住みたくなる、魅力ある都市とするために、市民の皆様と行政が共有するまちづくりの目標で、次の10項目のこと。

- 1) 市民の視点に立った新しい行財政経営の推進
- 2) 基幹産業「農業」「商業」「工業」「観光」の振興、雇用の確保
- 3) スポーツや文化の交流都市の創造
- 4) 子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりの推進
- 5) 個性と生きる力を育てる教育の充実
- 6) 高齢者支援の充実
- 7) 市民が主役の協働のまちづくりの推進
- 8) それぞれの地域特性を生かした整備・拡充
- 9) すべての市民が快適に移動できる総合交通対策の推進
- 10) 安全・安心で快適な生活基盤の整備

「選択と集中」の理念 (2ページ)

行政に民間の経営感覚を取り入れるとともに、無駄を省き、将来を見据えた効率的・効果的な行政運営を推進する考えのこと。

「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針(新地方行革指針)」(2ページ)

平成 16 年 12 月 24 日に閣議決定された「今後の行政改革の方針」を踏まえ策定された指針で、総務省が、平成 17 年 3 月 29 日に地方自治体に通知したもの。

指針では、平成 17 年度からおおむね平成 21 年度までの具体的な取り組みを“集中改革プラン”として公表し、既存事業の廃止や統廃合、民間委託、指定管理者制度の導入等を検討するとともに、電子自治体やPDCAサイクル(18ページ「行政評価システム」参照)の導入を推進することを求めている。

「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針(地方行革新指針)」 (2ページ)

平成18年7月7日に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」を踏まえ策定された指針で、既出の新地方行革指針(平成17年)に新たな推進項目が追加されている。

総務省が、平成18年8月31日に地方自治体に通知した指針では、「総人件費改革」、「公共サービス改革」、「地方公会計改革」及び「自治体間の比較・評価を容易に行える情報開示のルール作成・住民監視の強化」について、重点的に推進することを求めている。

「郡山市第五次総合計画」(2ページ)

郡山市の平成20年度から平成29年度までの10年間のまちづくりの指針をまとめたもの。

「人と環境のハーモニー 魅力あるまち 郡山」を将来都市像とし、6つの大綱を表す「基本構想」、その方向性を体系的に表す「基本計画(個別分野計画、戦略行動プロジェクト、地域づくりプラン)」、より具体的な事業を表す「実施計画」で構成されている。

「分権型社会」(3ページ)

地方自治体を取り巻く環境変化の中で、国と地方との役割分担を明確にし、地方公共団体自らが、地域住民のニーズに応えて自主的、自立的、効率的に行政運営を行ない得るように、自己決定、自己責任の原則に基づき、自立的な行政システムを構築していくこと。

「市民参加や参画」(3ページ)

市民参加とは、市民、市民活動団体、事業者が施策等に関する意見や提案などをすること。

また、市民参画とは、市民、市民活動団体、事業者が施策等の企画、立案、実施及び評価に自主的に参加すること。

「NPO法人」(3ページ)

ノン・プロフィット・オーガニゼーション(Non Profit Organization)の略語であり、非営利組織のこと。行政や企業から独立して、社会貢献や公益的活動を行う組織である。法人格の取得に際しては、都道府県知事等の認証が必要となる。

認証の要件としては、正式な組織(定款等を備えている)であること、民間組織であること、利益の分配をしないこと、理事会等の意思決定機関を持つこと、自発的であることなどが求められる。

「協働」(3ページ)

近年、日本の地方自治の分野で、まちづくりの取り組みに不可欠なものとして考えられている概念で、市民、市民活動団体、事業者及び市が、対等の立場で、それぞれの役割を担い、責任を認識しながら、公共的な課題の解決のためともに取り組むこと。

「郡山市行財政改革大綱実施計画」(4ページ)

郡山市行財政改革大綱に定めた事項を実現するために策定した具体的な取り組みを示した計画のこと。

「集中改革プラン」(4ページ)

国の指針に基づき、集中的に取り組むべきとされる改革項目について、平成19年度から平成22年度までの具体的な目標を定めた計画のこと。

本市においては、今後もこれらの改革項目に取り組み、行財政改革大綱実施計画の中で、引き続き進行管理を行っていくこととしている。

「行政評価システム」(7ページ)

新たな時代に対応した行政運営を進めていく手段のひとつであり、戦略化した計画のもとに、政策、施策、事務事業等を科学的な分析や経営管理的手法を用いて、目的の妥当性、有効性、効率性、公平性などの様々な視点により評価を行い、改善につなげていくしくみのこと。

「Plan(計画)→Do(実施)→Check(評価)→Action(改善)」のPDCAサイクルにより、行政の効率化、事業等の効率性及び有効性の向上を図るもので、本市では、平成18年度から事務事業評価を本格導入している。

「ICT」(7ページ)

インフォメーション・コミュニケーションテクノロジー(*Information and communication Technology*)の略称で、情報通信技術のこと。日本ではインフォメーションテクノロジー(*Information Technology*)が同意語で使われているが、ITに「コミュニケーション(*communication*)」を加えたICTの方が、国際的には定着している。

「地理情報サービス」(7ページ)

デジタル化された地図(地形)データと、統計データや位置の持つ属性情報などの位置に関連したデータとを、統合的に扱う情報システムを使用したサービスのこと。

地図データと他のデータを相互に関連付けたデータベースと、それらの情報

の検索や解析、表示などを行なうソフトウェアから構成され、データは地図上に表示されるので、解析対象の分布や密度、配置などを視覚的に把握することができる。

「公共施設案内サービス」(7ページ)

自宅のパソコンや携帯電話から、インターネットを通して、公共施設の空き状況検索や予約が行えるサービスのこと。

「図書貸出検索・予約サービス」(7ページ)

自宅のパソコンや携帯電話から、インターネットを通して、蔵書検索や貸出予約が行えるサービスのこと。

「電子申告」(7ページ)

税の申告の手続きにおいて、インターネットを経由して行うこと。

国税については、既に国税電子申告・納税システム「e-Tax」(イータックス)により全国で電子申請が可能となっており、地方税についても、地方税ポータルシステム「eLTax」(エルタックス)などにより、全国の自治体の中で、申告、申請・届出、納税の運用が開始されている。

「指定管理者制度」(8ページ)

多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間能力を広く活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図る目的として、平成15年9月に創設された制度のこと。

公の施設の管理を包括的に法人、市民グループなどの団体に代行させることができる。

「郡山市人材育成基本方針」(9ページ)

研修のみならず、組織風土や人事制度をも含めた総合的な取り組みにより職員の能力開発を効果的に推進するため、人材育成の基本的な方向性や到達目標を定めた方針で、平成15年4月に策定したもの。

「新人事評価制度」(9ページ)

「あらかじめ定義したその職に必要とされる能力(行動特性)が、日常を通じてどれだけ発揮されたかを評価対象とする行動評価」である能力評価と、「目標管理手法を用いて、どのような目標を、どこまで達成し、どれだけの成果を上げたか」を重視した業績評価による総合方式で行われる評価制度のこと。

本市では、平成18年度から試行的に導入している。

「市場化テスト」(9ページ)

これまで官が実施してきた公共サービスについて、透明・中立・公正な競争条件の下、官民等で競争入札を実施し、価格と質の両面で、より優れた主体が落札し、当該サービスを提供していくしくみのこと。

「簡素で効率的な政府」を実現する観点から、「民間にできることは民間に」という構造改革を具体化する「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(公共サービス改革法)」が平成18年7月7日に施行され、我が国においても導入された。

「公益法人制度改革」(10ページ)

民間非営利団体の健全な発展を促進するため、明治時代に創設された従来の主務官庁による公益法人の設立許可制度を、この改革の中で平成20年12月に廃止した。

廃止に伴い制定された公益法人制度改革関連三法により、登記のみで一般財団・社団法人を設立することができるようになり、そのうち民間有識者による委員会の意見により公益性が高いと認定された公益財団・社団法人は、税制上の優遇措置を受けることができる。

また、法律施行と同時に現行の公益法人は全て特例民法法人となり、平成25年11月までを移行期限として「公益法人」又は「一般法人」に移行することとなっており、期限内に移行しない法人は解散したものとみなされる。

「補助金」(11ページ)

特定の事業推進や、団体の育成を目的に、国や地方公共団体が公益上必要があると認めた場合に支出する金銭的な給付のこと。

「社会資本」(11ページ)

道路・港湾・上下水道・公営住宅・病院・学校など産業や生活の基盤となるものの総称のこと。

「郡山市公共工事コスト縮減に関する新行動計画」(11ページ)

直接的な工事コストの縮減に加え、工事の時間的コスト、ライフサイクルコスト、工事に伴う環境・安全等の社会的コスト、工事の長期的なコスト等の低減に総合的に取り組むための具体的な施策を定めた計画のこと。

「コスト構造の改革」(11ページ)

工事コストの低減だけでなく、工事の時間的コストやライフサイクルコストの低減等も含め、総合的にコスト縮減を図ること。

「業務システム」(11 ページ)

コンピュータとネットワーク及びそれを制御するソフトウェアで構成された、業務における情報を適切に保存、管理、処理するためのしくみのこと。

「郡山市協働のまちづくり推進条例」(13 ページ)

協働のまちづくりの基本原則を定め、市民、市民活動団体、事業者及び市の役割を明らかにすることにより、市民が主役の協働のまちづくりを推進することを目的に制定した条例のこと。平成 22 年 7 月から施行されている。

「情報資産」(13 ページ)

サーバやパソコン、電磁的記録媒体に保存されたデータや、これらを印刷した文書や台帳などの総称のこと。

「市の監査委員制度」(13 ページ)

監査委員は、地方自治法（昭和 22 年法律 67 号）第 195 条の規定により設置される独立の執行機関で、市の事務執行が各種法令等に基づき適性かつ効率的に行われているかどうかを監査する。

「外部監査制度」(13 ページ)

市の監査委員制度に加えて、監査機能のより専門性と独立性の強化を図り、監査機能に対する住民の信頼を高めるため、専門的知識を有する外部監査人が、監査委員監査の内容の一部について補完的あるいは代行的に監査を行う制度のこと。本市では、平成 11 年度から導入されている。

「附属機関等」(13 ページ)

市民の皆様方の市政に対する理解と信頼を高めるとともに、専門的な知識や様々な意見を市の政策等の形成過程において取り入れていくことなどを目的として設置される審議会、懇談会等の機関のこと。

「附属機関等の設置及び運営に関する指針」(13 ページ)

附属機関等の運営の効率化及び活性化を図り、市政への市民参画の促進及び開かれた市政の実現の推進に資するため、附属機関等の設置及び運営に関し、基本的な事項を定めたもの。

「男女共同参画社会」(14 ページ)

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。

「第二次こおりやま男女共同参画プラン」(14 ページ)

「こおりやま男女共同参画プラン(改訂版)」の計画期間が、平成 21 年度で終了したことから、引き続き、男女がお互いを認め合い協力して豊かな生活を送ることができる「男女共同参画社会」の実現を目指し、これまでのプランの評価と検証及び近年の社会情勢の変化等を踏まえ、平成 22 年度を初年度とし、策定したプランのこと。

「パブリックコメント制度」(14 ページ)

市の基本的な計画等の策定過程において、案の段階でその趣旨、目的、内容等を広く市民に公表し、市民からその計画等に対する意見等の提出を受け、その寄せられた意見等に対して、市の考え方を公表するとともに、寄せられた意見等を考慮し、実施機関の意思決定を行うしくみ。

郡山市行財政改革大綱

平成 23 年 3 月

◆発行 郡山市

◆編集 郡山市総務部行財政改革推進課

〒963-8601 郡山市朝日一丁目 23 番 7 号

TEL : 024-924-3431 / FAX : 024-924-3702

E-mail : gyouzaiseikaika@city.koriyama.fukushima.jp

郡山市ウェブサイト : <http://www.city.koriyama.fukushima.jp>